

平成30年度

八代市議会 議会運営委員会 視察報告書

■視察日程

平成31年1月30日（水）～2月1日（金）

■視察先

1月31日 栃木県下野市、埼玉県熊谷市

2月 1日 東京都渋谷区

■視察参加者

【委員会】 委員長 成松由紀夫
副委員長 村川 清則
委員 大倉 裕一
委員 亀田 英雄
委員 谷川 登
委員 橋本 幸一
委員 古嶋 津義
委員 村山 俊臣
委員 山本 幸廣

【随 行】 市議会事務局書記 増田 智郁
〃 土田 英雄

■視察先及び目的

1. 栃木県下野市

①『議会運営及び政治倫理条例について』

(調査目的)

本調査事項については、本市において、これまで議会改革特別委員会が設置され議論されたテーマのひとつであり、見直しの声も上がっていることから、今回、他市の状況を調査するものである。

②『新庁舎における議会棟について』

(調査目的)

現在、本市において新庁舎建設が進められているが、その中において議会棟（議長、委員会室、会派室等）の建設規模や機能、さらには市民の利便性を調査することで、今後の新庁舎建設に活かすものである。

2. 埼玉県熊谷市

①『議会運営について』

(調査目的)

本市において、これまでの議会改革に対する取り組みも含め、決算審査方法変更など最近においても議会運営の改革を行っている。そこで、熊谷市の議会運営を調査することで、本市のさらなる議会改革に活かすものである。

②『政治倫理条例及び議会における災害発生時の対応について』

(調査目的)

本調査事項については、本市において、これまで議会改革特別委員会が設置され議論されたテーマのひとつであり、見直しの声も上がっていることから、今回、他市の状況を調査するものである。また、熊本地震発災当時、避難所での避難者対応は勿論のことではありますが、議会全体としてどのような行動をとるべきであるか等の明確な基準が正式に整備されておらず、その後、本市において内規的な取り決めは作成したものの、実際他市の設置状況等を調査するものである。

3. 東京都渋谷区

①『議会運営全般について』

(調査目的)

本市において、これまでの議会改革に対する取り組みも含め、決算審査方法変更など最近においても議会運営の改革を行っている。そこで、渋谷区の議会運営を調査することで、本市のさらなる議会改革に活かすものである。

②『新庁舎における議会棟について』

(調査目的)

現在、本市において新庁舎建設が進められているが、その中において議会棟（議長、委員会室、会派室等）の建設規模や機能、さらには市民の利便性を調査することで、今後の新庁舎建設に活かすものである。

栃木県 下野市

- 1 視察日 平成31年1月30日（木）
- 2 調査事項 ①『議会運営及び政治倫理条例について』
②『新庁舎における議会棟について』
- 3 事業概要（説明内容）
別紙参照

《主な質疑》

Q1：会派代表質問を行うための、会派要件はあるか。

A1：会派の条件としては、2名以上の会派となっている（現在、3会派）。会派代表者会に参加できる会派は、3名以上の会派としている。

Q2：年4回の会期日程を事前に決定してあるが、執行部の特に予算議案については、国の影響もあり、各会期において予算提案のタイミングは非常に難しいと思う。そこで、会期の事前決定に至るまでの経緯はどのような調整が必要だったか。

A2：まず、執行部と議会事務局が1月ぐらいかけて事前に調整し、素案を作成し、その後、首長と協議をしている。

Q3：最終的な会期日程については、そのときの事情により変動することはあるのか。

A3：突発的な事情により変更する場合がある。年間の会期日程は、あくまでも目安として定めている。当初、執行部から1年間分の案を示してもらいたい旨の要請があった。

Q4：政治倫理条例における今後の課題について、選挙管理委員会と協力して市民に直接触れる議会だよりや紙面やホームページなどがあるが、具体的な情報の周知方法。また、議員活動の中における啓発方法について。

A4：市議会だよりをフリーペーパー的なつくりをしている自治体があった。また、その紙面の内容が、ホームページに誘導するようなつくりにもなっていた。そこで、本市としては、市民の声を反映するためにもモニター制度に関する予算を盛り込むよう執行部に要請している。議会だよりの周知については、議会報告会を年2回開催している中で市民に議会活動を周知しているほかに、会派制を導入したことにより、各会派において、各議員の後援会に議会活動の内容のお知らせをしていただくこととしている。

Q5：政治倫理条例について、まず、政治倫理の審査会を設置してあり、同条例の施行規定に抵触した議員については、同審査会で審査を行い、その結果については議会広報紙で公表するとなっている。また、必要に応じて措置

を講じるとなっており、その中にその他必要な措置となっているが、どのような措置なのか。

A 5 : 本件についての実例はない。また、考えられる措置もなかなか思い浮かばない。

Q 6 : 政治倫理条例において、議員が実質的に経営に携わる企業についても同様とするという部分があるが、これはこういったイメージ（対象）で考えているのか。また、これまで事例はないということだが、これまで同条例に抵触しそうな事柄もないのか。

A 6 : まず、実質的に経営に携わる企業ということについては、例えば市に対して請負する会社の中で、支配人者であるとか、無限責任社員、取締役、執行役などの幹部（役員）が対象になると考えている。

Q 7 : 当然、出資者であるとか、そういったものも当然入ると思うし、委託業についてもそうであるか。

A 7 : 委託も入る。工事請負、物品の売買契約、そのほか業務委託契約など全て入る。

Q 8 : 議会基本条例に関連して、議会報告会はどの程度の頻度で開催し、事務局の関与について。

A 8 : 議会報告会は、年に2回開催している。開催形態としては、議員自ら資料を作成し、委員会ごとにテーマを決め、市民に情報を伝える形で開催している。開催するに当たって、まず、1回目は、全部の委員会が一緒になって、順番に報告を行い、全体で市民と意見を交換するという流れで行っている。2回目は、全体で市民と意見を交換するという流れを各常任委員会の委員会ごとに市民と意見交換をする形に改めた。資料も議員自らが作成する。これまで、行っていた議会報告会は、首長が行っている報告会と同じであるということで、市民から評価されていなかった。しかし、方法を変更したことで市民から評価を得ている。

Q 9 : 議会報告会の開催エリアについて。

A 9 : 開催については、全て庁舎で行っている。

Q 10 : 陳情を審査する際の参考人招致の運用状況について。

A 10 : 昨年、隣の茨城県の前原の関係で、稼働延長を求める陳情が上がってきた。その際、陳情者の意見を聴取するというので、参考人招致を行った。また、当該企業のからも意見を聴取する必要があるということで、当該企業に対しても参考人招致を行った。

Q 11 : 現在、下野市議会には政務活動費がないという状況であるが、常任委員会以外での視察（会派または議員個人）は、どのように対応しているのか。

A 11 : 議員の個人負担で行っている。

Q 12 : 下野市議会の議員の中で、現在、市からの請負や委託に関係している議員の有無について。政治倫理条例11条は、努力規定なのか。第3条第1号の一切の行為を慎みは、どの範囲をイメージしたものか。

A 1 2 : 委託等に関係している議員は何名かいる（届書を提出してある）。第 1 1 条については、議員は理解しているので、自ら辞退している。また、第 1 1 条は、あくまでも努力義務である。第 3 条第号については、性善説として定めているので、特段の範囲としての設定はしていない。

Q 1 3 : 政治倫理条例第 1 1 条において、議員の配偶者となっているが、どのような協議はなされたのか。

A 1 3 : 協議の結果、配偶者までとされた。

Q 1 4 : 政治倫理に関して、これまで裁判になった事例はあるか。

A 1 4 : これまではない。



埼玉県 熊谷市

- 1 視察日 平成31年1月31日（木）
- 2 調査事項 ①『議会運営について』
②『政治倫理条例及び議会における災害発生時の対応について』
- 3 事業概要（説明内容）
※別添のとおり

《主な質疑》

Q1：政治倫理条例については、努力規定と義務規定に分けているとのことであるが、今のところ辞退した例はないというのは、具体的にどういうことか。

A1：現在、熊谷市議会の議員は、農業関係者が多く、また、会社員もいる中において、自営業かつ市の仕事に関与するであろうという議員がいない。（対象者がいない）ただ、2親等以内という表現で義務規定にしてしまうと憲法の中の職業選択の自由等に抵触してくるのではないかという心配はあるので、そこまでは制約はできないだろうと感じている。しかし、議員としての政治倫理条例という話になれば、議員報酬とその配偶者、また、その部分については、ある程度の強制力を期してもいいのではないかということで、現在の条例になっている。

Q2：条例制定に当たっては、弁護士等への相談も行ったのか。

A2：実際には、弁護士に対して、議会からは相談してない。しかし、執行部の法制担当にはチェックしてもらっている。

Q3：災害発生時における議会の対応について、ヘルメットを議員クラブで購入とあるが、この議員クラブというのは議員が各自支出して運営している会なのか。

A3：議員からも徴収（毎月2000円）しているが、市からも一部助成（80万円/年）しており、運営は議員に任せてもらっている。

Q4：災害発生時における議会の対応についてのマニュアルにおける、今後の課題について。

A4：課題については、検証が必要であるので、訓練的なものを実施していく必要があると思う。特に、改選時に新人議員に対して、マニュアルの周知が必要である。

Q5：政治倫理条例第4条については、17回の審議を経て紆余曲折があり、該当議員もいたという状況の中、この義務規定と努力規定の違いの部分について各議員の意識や受け止め方はどうか。

A 5 : 実際には、条例制定当時、憲法に抵触しないかどうかという観点での意見、議長選挙に関係しどっちにも意見されない議員（ある特定議員を落とし入れようという考えからの発言）、さらには条例を厳しくすべきではない、この3つの意見に分かれた。しかし、まずは本条例に基にした裁判を見据えた中で、憲法違反はしてはいけないという観点で、現在の条例に落ち着いた。また、現在、条例の中に市民の調査請求権が設けられており、その調査権を行使するために市民の100人以上の署名が必要とされているが、当初は50人という意見もあった。しかし、50人だと1人の市民の方が簡単に50人集めることができるので、議論の末、100人と決定された。

Q 6 : 議会における災害発生時の対応において、参集訓練以外で議長が議員を参集した例はあるのか。

A 6 : 特段ない。しかし、今後、訓練は必要だと感じている。

Q 7 : 海外視察は行っているのか。

A 7 : 海外視察という形の視察は行っていない。しかし、ニュージーランドのインバーカーキル市と国際姉妹都市の締結しており、当選2期目の議員が当該市へ友好訪問資格があるとしている。

Q 8 : 議員は、視察後、どのような方法で市民へ報告等を行っているのか。

A 8 : 行政視察の場合は、議会報やホームページで報告している。また、政務活動費を使用しての視察については、政務活動の報告の中で市民に周知している。

Q 9 : 政務活動費の使途基準について、明確に定めているか。

A 9 : 詳細に規定している。行政視察の場合は、議会報やホームページで報告している。また、政務活動費を使用しての視察については、政務活動の報告の中で市民に周知している。



東京都 渋谷区

- 1 視察日 平成31年2月1日（金）
- 2 調査事項 『議会運営全般について』
『新庁舎における議会棟について』
- 3 事業概要（説明内容）
※別添のとおり

《主な質疑》

Q 1 : 新庁舎建設に関連して、議員が海外視察を行っているようだが、その視察について市民からの反応はいかがだったか。

A 1 : 情報収集については、インターネットでできたのではないかなどの意見が寄せられた。好意的な意見はなかった。

Q 2 : ① I C Tを導入することのことだが、機器導入に要する費用増に対するとペーパーレス化による予算減の今後の見通し。② 1月に開催した、区民対象の庁舎内覧会開催に伴う周知方法及び来場者の実績について。

A 2 : ①議会としては、タブレットを導入し、全議員に貸与する。また、事務局にも必要な台数を導入予定。ペーパーレス化については、現在、具体的には進んでいないが、まずは、委員会からというイメージでいる。②まず、落成式にいらっしゃった方（約300人）を対象に実施。その後、区関係者（約500人）に対して、案内状を出し実施した。さらに、一般開放により約300人の来庁者があった。また、来庁者からの意見としては、狭いという意見が多かった。

Q 3 : タブレット導入の機能と災害時における防災携帯電話との関係について。

A 3 : 災害時における防災携帯電話の議員への貸与は行っていない（時期は未明）。理由としては、電波の入りが悪く、活用頻度が少なかった。

今後のタブレット導入後の運用方法については、現時点においてまだ未整備の状況である。また、タブレット導入に係る費用については、予算要求時点ではあるが、総費用として978万9000円（主な内訳：資料の閲覧サービスシステム（約98万）、グループウェア経費（約261万）、端末レンタル経費44台分（約435万）、その他消耗品及び工事費用（約188万））

Q 4 : 起立表決からボタン表決に変更することのことだが、賛成者の特定はどのように行うのか。

A 4 : 議場内モニターに議席（名前のみ表示）を表示させ、賛否者の確認ができるようになっている。

Q 5 : タブレット貸与に伴い、操作方法に対する議員からの反応について。

A 5 : 2年ぐらい前に民間による、タブレット操作無料研修会が行われた。研修会参加については、希望者が参加している。また、ICT推進検討会（各会派から議員を選出し構成）を立ち上げている。しかし、研修会及び検討会委員は、タブレット操作に興味があり、得意な議員が参加しているので、操作苦手な議員に対しては、何回か操作研修会が必要であると感じている。全般的に、タブレット導入に対して否定的な議員はいないものと把握している。

Q 6 : 傍聴席に設置してある磁気ループ導入経緯と効果について。

A 6 : 議場整備に前に、他自治体の視察（豊島区、大田区）を行った。豊島区に磁気ループが設置されており、それを参考にした。なお、大田区においては、磁気ループの使用例はあまりないとのことであった。

Q 7 : 質問時間については、会派ごとに設定してあるようだが、その内容について。

A 7 : 渋谷区議会においては、交渉要件会派は3人以上の会派である。そこで、まず、会派3人以上の会派に対して、質問基礎時間30分を与え、さらに議員1人当たり5分を上乗せしている。（例：6人会派の場合 基礎時間30分+6人×5分=60分）また、2人以下の会派は、オブザーバー会派として、基礎時間20分を与え、さらに議員1人当たり5分を上乗せしている。無所属の場合は、年間で20分としている。（答弁時間は含んでいない）



<<各委員所見>>

議会運営委員会 行政視察所見

委員名【成松由紀夫】

- ◆視察日：平成31年1月31日（木）
- ◆視察先：栃木県下野市
- ◆調査項目：議会運営及び政治倫理条例について

- 市民への議会開催周知方法については、「議会だより」に会期日程を掲載、またホームページで周知している。
- 質疑については事前通告ではなく、その時点で回答により行っており、一般質問形式は、登壇し、一括質問一括回答方式、再質問は質問席から一問一答方式とし、回数は無制限としている。発言順序は届け出順であり、会派代表質問を1回及び2回定例会で行い、同一会派は関連質問を^{32分以内}60分以内とする。
- 予算決算審査方法は、1回で予算審査を行い、常任委員会の所管事務ごとに付託する。決算は3回で同様に行う。
- 傍聴者への対応として、一般席41名、障害者席3名、報道者席3名とし、防音仕様の親子傍聴室を設置。
- 議会に対する市民からの評価として全体的に時間がかかりすぎていると思う等がある。

- ◆視察日：平成31年1月31日（木）
- ◆視察先：栃木県下野市
- ◆調査項目：新庁舎における議会棟について

。その他の議会改革，議会運営上の課題としては、改革及び活性化
特別委員会を設置して、議会運営の改革，議員研修のあり方，
委員会の活動及び調査研究のあり方について等の課題にこ
組んでいる。

。政治倫理条例については、前市長が公職選挙法違反の疑い
で退職したことにより、議員自ら襟も正す為特別委員会を
設置し、政治倫理条例の制定も検討することとし、条例化した
議員の中に業者関係がいるが全て辞退しており、該当案件は
現在はない。

。ハ代でもしっかりとした倫理条例にすべからず、会派代表
質問もとり組んでいくべきと感じた。

◆視察日：平成31年1月31日（木）

◆視察先：埼玉県熊谷市

◆調査項目：議会運営について

。政治倫理条例については、H17年9月30日に合併の為に
新市に引き継ぎがなく、失効し、在任特例期間61名の
議員定数の内は賛成少数により否決が続いたが、
H19年4月の改選後、定数36名の中で代表者会議をH19
年9、10月と重ね、H19年12月3日に熊谷市議会・政治倫
理等検討委員会が設置（オ1回）され、H20年3月（オ17回）
まで1年3ヶ月にわたり検討が行われ、特に15、16、17回
の成案提示まで「オ4条（請負契約、業務委託契約等、市
の工事等に關する遵守事項）は議員及び配偶者は義務規定、
2親等以内の親族は努力規定とする部分を趣意にやり
とりがあり、施行日は平成4月1日とし、3月定例会に上程
された。

。議会における災害発生時の対応については「災害発生時
の議員行動マニュアル（案）」をこちらで整理されているが
ハ代についてもしっかりとした議会としてのマニュアル

◆視察日：平成31年1月31日（木）

◆視察先：埼玉県熊谷市

◆調査項目：政治倫理条例及び議会における災害発生時の対応について

を精査し、精度も上げるべきと考える。

・政治倫理条例も八代市は努力規程となっており、市政は市民の厳粛な信任によるものである事を認識し、市民の代表者としてその職務に係る倫理を保持する為、八代市議会ももっとふみこむべきである。現在は該当する議員（企業）はなく、対象者はいない。

◆視察日：平成31年2月1日（金）

◆視察先：東京都渋谷区

◆調査項目：議会運営全般について

○議会開催の市民への周知方法としては、ホームページ、議会だより等で対応し、質疑・一般質問については、一括質疑、一括答弁で再質は3回までで発言に時間制限あり。

○予算・決算審査については、全議員による特別委員会を設置して審議している。傍聴者への対応として傍聴券を配布している。(H29年、219人、H28年254人、H27年528人の傍聴人でH27年はLGBT条例関連による増)

○その他の議会改革と議会運営上の今後の課題としては、今回の庁舎移転を契機に執行部はICT化を推進(パソコン化、ペーパレス化、机をなくす等)しているが、議会が対応が十分に遅れており、議会ICT検討会を設置し10名の議員により検討中である。

○新庁舎における議会棟について、音響システムは最先端のものを導入しており、デジタルで難聴者に聞かせやすく配慮している。本会議の表決方法については、議長の発言に

- ◆視察日：平成31年2月1日（金）
- ◆視察先：東京都渋谷区
- ◆調査項目：新庁舎における議会棟について

より電子表決の操作を開始し、議題に供し、最初に議長が表決システムによる採決方法について諮るような流れとなっている。（ジキループは豊島区を参考）

○現状における課題としては、これから出てくると思われるのが大きく変わっている。

○新庁舎、新議場建設にあたりH26年に議会から海外（欧州）へ視察され、環境問題、セキュリティ問題、国際化問題や議場の見える化等が反映されている。H代も電子表決はぜひ採用し、ジキループや音響システムの採用もし、かりやう？いくべきと感じ、とても参考になった。（傍聴席にゆとりをもち、^{特に}パイプイスを設置できるスペースは必要と感じる）

議会運営委員会 行政視察所見

委員名【村川清則】

- ◆視察日：平成31年1月31日（木）
- ◆視察先：栃木県下野市
- ◆調査項目：議会運営及び政治倫理条例について

、下野市の政治倫理条例は、本市のそれに比べより具体的かつ掘り下げた内容になっており、より厳しい条例になっているが、前市長が公職選挙法の疑い（市長が市議選立候補者のほとんどに公用車で金品授受）で退職したという背景があるようだ。

、市との請負契約等に関する遵守事項では、議員の配偶者や、議員が実質的に経営に携わる企業は契約を辞退するよう努めなければならないとしている。それに比べ本市の場合、より緩やかな努力目標となっているが、問題はその文言の是非ではなく、あくまでも性善説の上に成り立っている条例であるということだ。疑念を持たれること自体「恥」なのだとの認識を議員一人々が持ち、自らを律していかなければならないと考える。

◆視察日：平成31年1月31日（木）

◆視察先：栃木県下野市

◆調査項目：新庁舎における議会棟について

、議場内のデザインは、全国の5割を生産し、日本一の生産量を誇るかんぴょうの原材料、ユウガオの奥をイメージし、県産の杉材を使用している。

、平成の大合併により、平成18年1月に3町の合併で下野市が発足、以来3庁舎で分庁方式をとっていたが、合併特例債を有効活用し、平成28年5月に新庁舎が完成している。予算総額は60億円程度ということであった。

、議員控室は全員の控室はあるが、会派控室は設けていないようである。

、4つの会派があるが、会派代表質問を第1回及び第3回定例会で行うことができる。

、一般質問は1議員年間160分、1定例会60分以内としている。

◆視察日：平成31年1月31日（木）

◆視察先：埼玉県熊谷市

◆調査項目：政治倫理条例及び議会における災害発生時の対応について

政治倫理条例の「市の工事等に関する遵守事項」では、義務とするか、努力規定に留めるかで難航した模様である。憲法上、「職業選択の自由」に抵触しないか、裁判になる可能性を危惧する意見も出たようだが、弁護士への相談はされていないようだ。本市の場合は努力規定であるが熊谷市のそれはより踏み込んだ「義務規定」になっているようである。「政治を私物化しない」「議会の品位を保つ」という観点からも、議員は市民から負託を受けた選良として常に襟を正して行かなければならないと再認識した次第である。条例の文言自体も重要だろうが、こういう私欲に走る議員を出さない下地を作っていくことが大切なことであると考える。

過去の地震は震度5弱が最大であるが、震度6弱以上で市議会に「災害対策支援本部」を設置することを規定している。災害発生を想定した議場参集

◆視察日：平成31年1月31日（木）

◆視察先：埼玉県熊谷市

◆調査項目：議会運営について

訓練（平常時の交通手段以外で議場参集）も行ったがあまり意味をなさなかったのではないかと考えこられるようだが、定期的な訓練そのものは重要な課題であろう。

、議会報告会の規定はないということである。

、タブレット端末は導入すべきという方向で進みつつあるとのことであった。

、視察後の行政への反映の方法は、主に一般質問で行うとのことである。

、一般質問は3日間で行われ、一日最大8人が登壇する。また同一テーマ（ラグビー・ワールドカップの件）で一つの会派が連続でやった例もあったそうである。

尚、議長・副議長・議選監査委員は一般質問はしないということになっているそうである。

◆視察日：平成31年2月1日（金）

◆視察先：東京都渋谷区

◆調査項目：議会運営全般について

・各会計予算の審査方法については、全議員で構成する予算特別委員会を設置し、付託している。

・副議長を委員長とする「議会ICT推進委員会」を設置し、ICT化について議論を進め、

近い将来のペーパーレス化のため、予算総額

9,789千円でタブレット端末(44台)を導入予定とのことであった。

・議員の海外派遣は、「視察研修」という形では行っていないが、フランス・パリなど外国に友好都市もあることから、議員派遣という形で友好交流を深めているそうである。(2期生議員対象)

・議会傍聴者数は平成27年度に本会議528人委員会532人と、平年に比べ倍増したが、これは同性パートナー条例(LGBT条例)が論議された議会のため、反対する人達や街宣車も出た大騒ぎだったようである。

◆視察日：平成31年2月1日（金）

◆視察先：東京都渋谷区

◆調査項目：新庁舎における議会棟について

、本年1月15日に開庁したばかりの庁舎で、まだ業者から機材類の詳しい説明は聞いておられないようであった。豊島区や太田区の議会棟を視察、参考に、傍聴席に難聴者対応のため磁気ループを設置している。もちろん手話通訳もやっておられる。子供を連れて来られとも、その泣き声が外に漏れない設計の親子傍聴席も整備されている。

、従来は起立表決であったが、電子表決（ボタン表決）を導入しているが、例えば名誉区民の採決などは敬意を表すため起立表決としているようだ。

、区民からの意見にもあったようだが、議員席が若干、狭いように感じた。

、議場自体は、照明も明るく快適な空間であると感じた。

議会運営委員会 行政視察所見

委員名【 大倉 裕一 】

- ◆視察日：平成31年1月31日（木）
- ◆視察先：栃木県下野市
- ◆調査項目：議会運営及び政治倫理条例について
：新庁舎における議会棟について

栃木県下野市議会へ議会運営及び、政治倫理条例について、並びに新庁舎における議会棟について視察した。

政治倫理条例については八代市として先人の議員たちにより整理されており、該当する政治家本人の意識ではないかと考える。

それぞれの項目の説明を聞いたわけだが、特に印象的だった内容として、議員による議会報告会が議会全体で行われていたことである。

議会基本条例を制定されており、この中で議会報告会を位置づけておられた。

会場は市役所を基本に開催されており、合併された旧町村での開催は今後の課題とされた。

議会事務局に議会報告会への関わりを尋ねると、資料作成、会場予約、会場設営と全て議員たちで取り組まれるとの回答があり、議員が主体的に取り組まれていることに共感した。

議会棟は議員と第三者とのセキュリティが施されていたが、完全には切り離されていないと感じた。

また、庁舎内には市民がほとんど居ない状況にも、八代市の新庁舎は延床面積 27000 m²総事業費 162 億円である。災害復旧事業債いわゆる借金 150 億円を投資しての建設の必要性があるのか、改めて感じた。

- ◆視察日：平成31年1月31日（木）
- ◆視察先：埼玉県熊谷市
- ◆調査項目：議会運営について
：政治倫理条例及び議会における災害発生時の対応について

埼玉県熊谷市の政治倫理条例及び議会における災害発生時の対応について、議会運営についての視察となった。

今回の政治倫理条例及び議会における災害発生時の対応についての説明者は、なんと市議会議員の方が務めていただいた。

説明資料も説明された議員が作成され、自ら口下手と言われながらも、額の汗を拭きながら熱心な説明を受けたことが印象的であった。

自ら議会の事であることからの取り組みであろう。本市でも参考にできる点である。

政治倫理条例は八代市として先人の議員たちにより整理されており、該当する政治家本人の意識ではないかと考える。

議会における災害発生時の対応についても、紆余曲折ありながらも、申し合わせ事項と縛りを緩くしたものの取り組んだことが、非常に意義あるもので、他市に遅れを取らない、経験を活かした取り組みであったと自負している。

議会運営もさほど変わりなく運営されており、ICT技術の導入と伝統先例を重んじる議会の折り合いが課題で、頭を悩ませておられた。

議会運営委員会で先に視察したタブレットの導入等、その判断はどうするのか、市民の税金で視察したわけであり、その方向性をきちんと示して行くべきではないかと思う。

◆視察日：平成31年2月1日（金）

◆視察先：東京都渋谷区

◆調査項目：議会運営全般について

：新庁舎における議会棟について

東京都渋谷区役所において、議会運営全般、新庁舎における議会棟について視察した。

議会棟も新庁舎内に新しく建設されたもので、1月15日に開庁した真新しい区役所であった。延床面積31930㎡、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の地上15階地下2階である。

新庁舎ではICT基盤を整備されて、新たなオフィス環境で職員のワークスタイル改革を行い、区民に対して一層のサービス向上を目指していくとのことであった。

さらに、職員のコミュニケーション環境の充実、電子決済、文書管理システムの導入により、意思決定の迅速化とペーパーレス化を推進すると共にモバイルツールの活用により、時間や場所にとらわれないワークスタイルを実現することで、行政としての機動力や業務の質を向上させ、地域課題に迅速かつ的確に対応していくとされている。

そのような中で議会棟における移転経費については、議場等映像・音響設備工事や議場等家具購入、折り畳み会議椅子、その他工事等で3億2300万円の経費がかかっていることであった。

また、タブレットの導入も検討されていたため質問すると、タブレット44台を購入予定で、総事業費978万円を見込んでいるとの回答であった。

災害時における議会の対応について、申し合わせがあり、通信の確保について携帯電話を議員に貸与するとされているが、個人の携帯電話の普及により5、6年前から中止しているとのこと。通信手段としてタブレットの活用は今後検討していきたいとの回答であった。

個人的には、議会改革や新庁舎建設に際して視察内容を参考に活かしていきたいと思うが、八代市議会として方向性を示して行くべきであると思う。

八代市議会議会運営委員会 管外行政調査所見

改革・市民の会 亀田英雄

今回の視察は、体調がすぐれない中やっと最後まで参加することが出来た。

対応いただいた自治体の職員の対応はとても丁寧で誠意があり、資料も十分に用意していただき、有難く思ったことだった。感謝申し上げたい。

以下、それぞれの研修先での所見を簡単に述べる。

- ◆視察日：平成31年1月31日(木)
- ◆視察先：栃木県下野市
- ◆調査項目：
 - ・議会運営及び政治倫理条例について
 - ・新庁舎における議会棟について

《所感》

議会報告会を年二回、資料も議員自ら作成され、庁舎で行われるということであり、議会としての意識・見識の高さを伺った。

また、政務活動費はなく、有志で視察等に行かれる場合の費用は自費ということで、必要な経費については然るべき手当を講じるべきではないかとも思うものであるが、我々の恵まれた環境を有難く思った。

市民に議会への関心を持ってもらうための、定例会開催の広報については、

・前回の「議会だより」に会期日程予定を掲載する。・事前に議会運営委員会に於いて決定した会期日程をホームページで周知する。・議員提案により、次年度にコミュニティーFMの開局を準備されている。ということで、いろいろな工夫がされていた。必要なことであり、八代でも工夫に取り組むべきことであると思う。

会期日程を流動、変更することもあるとしながらも、あらかじめ一年分を目安として決められるということも行われており、市民への議会開催周知方法については、八代市でも見習うべきことであると感じた。

議会改革についても特別委員会を平成20年、22年、26年、30年と設置され鋭意継続して取り組んでおられ、その姿勢に敬意を表したい。

その中で議会基本条例を制定され、活動原則を定め、その理念に基づく規定を遵守し、市民から信頼される議会、分かりやすい議会となるように、また、市民福祉の向上を目指し、最良の意思決定をしなければならぬ。と明記されている。

議会と議員の権能と果たすべき役割・あり方を明らかにし、意識の共有化を図り、地方自治の本旨の実現を使命とし活動する責任があると定めている。

民主的でこれからの時代にふさわしい、開かれた議会を目指すためには、是非とも必要な基本的なものを示す条例であり、早急に取り組む必要がある。

政治倫理条例については、前市長が公職選挙法違反の疑いで退職したことにより、議員自らも議員倫理の確立を図り、市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与することを目的に議会議員倫理等調査特別委員会を設置され、委員会協議の中で政治倫理条例の制定も検討されたものであると同った。

条例は13条からなり、議員の責務、政治倫理基準、市民の調査請求権、政治倫理審査会、使途の請負契約などに関する遵守事項、関係私企業の届け出などが盛り込まれ、8条からな

る施工規定に必要な事項が定められている。
政治倫理とは何を求めるものかと思った。

庁舎は最近完成したばかりであり、綺麗であった。議長より丁寧な挨拶を頂いた。
庁舎建設費は用地買収費も含めて60億円、庁舎敷地内に市道を設置し、通りの信号設置の許可にこぎつけた等の苦労話も聞かせていただいた。
議場はほぼフラットであり、様々な配慮がなされており、明るくこれまでの議会議場というイメージとは違うものがあった。
ここでも一般傍聴者・一般来訪者との区切りをつける事の必要性について伺った。
開かれた会議場は目指さなければいけないものではあるが、余り奇をてらうものではないのではないかと感じた。

◆視察日：平成31年1月31日(木)

◆視察先：埼玉県熊谷市

◆調査項目：・議会運営について
・政治倫理条例及び議会における災害発生時の対応について

《所感》

政治倫理条例と議会の災害発生時の議員行動マニュアルについて、このどちらの作成にも携わった黒沢議員により丁寧な説明を頂いた。

事務局が準備したものではなく、議員が直接作成するという事は、簡単なようで実はなかなか難しい。議会報告会を会派で立ち上げ手探りの中で行い、また、これまでの議会改革に携わり、その苦労がわかるものの一入として、これまでに作り上げられたことに対して敬意を払いたい。

説明資料も自ら作成していただき、時系列がわかるようにわかりやすく作っていただいた。また、懇切丁寧な説明を頂いた。こんな議員だからこそ、これまでのことができるものだと感じ入った。

政治倫理条例については、合併協議により、3年6月協議が中断、19年4月江南町の編入合併を経て再協議、努力目標なのか義務なのか様々な考え方の違いがあり、まとめきれなかった。2親等以内の義務規定もあったが、憲法を侵す可能性があり、裁判になると不安があるとのことで本人・配偶者迄の努力規定になった等の苦労話しが語られた。
これまで来るのには様々な紆余曲折があったようである。

災害発生時の対応については様々に検討されており、素晴らしいものであった。八代市でも作ってあるので、再度確認し、完成度を高めていく必要があり、皆で再度検討し、周知すべきものであると強く思った。

- ◆視察日：平成31年2月1日(金)
- ◆視察先：東京都渋谷区
- ◆調査項目：
 - ・議会運営全般について
 - ・新庁舎における議会棟について

《所感》

議会開催の案内は ・市議会だより ・駅の案内板 ・ケーブルテレビなどで行っているとのこと。下野市でも議会開催の広報に努力されており、八代でももう少し力を入れる必要があるのではないか。

一般質問は登壇して総括的に行い、その後は発言者席にて一問一答ということで、一問一等は最近の議会では主流ではないのか。

子供のいじめ防止条例の制定がなされていた。最近の社会のひずみを考えるとき必要なものではないのか。取り組む必要性について考えさせられた。

庁舎が完成したばかりであり、ICTイムズによる効率化が課題ということであった。議会報告会は行っておられず、市民の声をどのように反映させていくのが課題であるとのこと。また、以前は市民から否定的な意見があったが、視察の成果等をどのように反映させていくのか、わかるようにしてもらいたいとの意見もあったとのことであった。市民が議会に関心を持ち、意見するということが大変すばらしいことであると感心して聞いた。

庁舎が完成したばかりで機器の操作も一部不慣れな話も伺った。そういうことの無いように八代では取り組んでいただきたい。

最後に

各自治体議会でも、議会に対してもっと関心を持ってもらうことに苦勞され、傍聴者を増やす工夫等に取り組まれていた。

議会の会期日程などについては、他の自治体では様々に取り組まれているのであるから、八代でも工夫する必要があるのではないか。

議会基本条例も各議会制定されているようであったし、開かれた議会を目指し、議会が取り組むべき課題はまだ山積しているようである。

八代市議会議会運営委員会

{行政視察所見}

委員名「谷川 登」

視察日 平成31年1月31日{木曜日}
視察先 栃木県下野下
調査項目 議会運営及び政治倫理条例について

議会運営並びに市民への議会開催周知方法については、毎年定例会は、3月、6月、9月、12月の4回実施している。

定例会開催の広報については、前回議会だよりに会期日程予定掲載、また、議会運営委員会で決定した会期日程をホームページで周知している。

又、議員提案により、平成31年度にコミュニティFMの開局準備中であつた。質疑については、議案の事前通告ではなく、その時点で口答により行っている質疑回数については、1議題につき1議員5問3回である。

議案を委員会付託にする際の総括質疑は事前通告制とし、休会を除く2日前の正午までに通告をしなければならない。

又、発言の通告しない場合、通告した発言がすべて終了した後に発言をもとめることができる。

質疑、一般質問、代表質問、一門一答、議案の質疑は事前通告ではなく、その時点で口答により実施をしている。

一般質問 {個人質問} については、通告の受付開始は議会運営委員会開催日の8日前としている。{受付開始の2週間前に通告書様式発送}

持ち時間は、1議員年間160分とし1定例会60分以内としている。

又、質問形式は、初回は登壇し一括質問一括答弁方式で再質問は質問者席から一門1答方式とし回数の無制限無しとしている。

発言順序については、届け出順及び関連質問は認めていない。

政治倫理条例については、公職選挙法違反の疑いで退職したことにより、議員自らも議員倫理の確立を図り、市民に信頼される民主的な市政の発展を目的に議会議員倫理等調査特別委員会を設置、又、委員会協議の中で、政治倫理条例の制定し、議会議員倫理等調査特別委員会を8回開催し調査を終了していた。

八代市議会議会運営委員会

{行政視察所見}

委員名「谷川 登」

視察日 平成31年1月31日{木曜日}
視察先 埼玉県熊谷市
調査項目 議会運営について

熊谷市は、平成17年10月に旧熊谷市、大里町、妻沼町の1市2町が新設合併し新熊谷市が誕生、平成19年2月には江南町を編入合併し現在に至っている。熊谷市の産業は、製造品出荷額等は、県内第3位で農業産出額は県内5位、年間商品販売額県内5位で埼玉県内有数の産業都市となっている。

平成27年国勢調査産業別人口では、第1次産業で2,870人、第2次産業24,855人、第3次産業62,516人、分類不能の産業5,209人であった。

又、生活環境整備では、道路舗装率が73.1%、下水道普及率44.7%、水道普及率が98%である。

議会の構成については、議員条例定数が30人で、現在29人で議会運営をおこなっている。

又、議会に関する主な事項は、定例会の招集回数及び時期については、毎年3月、6月、9月、12月に招集されている。

会議時間は、午前10時から午後5時までとしており、議案の送付は、議案関係書類は告示日に発送及び会派控室等にも配布をしている。

予算及び決算の審査方法については、予算、決算ともに所管委員会に分割して付託審査を行っている。

一般質問の取扱いは、個人質問制で行い、人数制限はしていない。

又、通告の締切りについては、本会議初日の散会時刻後30分{午後0時から午後1時までを除く}としている。

発言順序については、通告順で、質問時間及び回数制限については、質問、答弁を含めて1時間以内で、ただし、休憩時間は含まない及び回数制限はない。

質問方法については、最初、登壇して行い、再質問からは質問席で行い、再質問からは一問一答方式とし、全議案に対する質疑については、本会議において本人が所属する委員会に関する質疑については、原則としては行わない。

又、質疑の回数は同一議題につき3回までとし、委員長報告に対する質疑については、理事者への質疑は原則として行わない。ただし、特別の理由のあるときは、議長の権限でこれを許可することができる。

八代市議会議会運営委員会

{行政視察所見}

委員名「谷川 登」

視察日 平成31年1月31日{木曜日}
視察先 栃木県下野下
調査項目 新庁舎における議会棟について

議場の配置については、議長席と同じ高さに造られており、議場内のデザインは、かんばんの原材料は、県産の杉材を使用して造られており、議場音響映像整備費用が、54,613,960円であった。

又、議場内における表決方法については、簡易表決で電子表決及び起立表決及び無記名投票で電子表決の操作でおこなっている。

議長の発言により操作開始その後議長の発言後で各議員が賛成または、反対のボタンを押し議長が全員のボタンの押し忘れを確認し、可否の結果を宣告する議場及び議会棟に対する市民からの要望については、傍聴席にテーブルを付けてほしい要望があった。

又、現状における課題については、議場内に持ち込む機器類の制限については録音、録画、画像撮影が不能となるものである。

たとえば、{例}携帯電話、スマートフォン、タブレット、パソコンなどであった。

又、新庁舎の議会棟の議場の定員は47人、車椅子席が3人、報道関係者席が3人とし、このほか防音仕様の親子傍聴室を設置している。

本市においても、車椅子席や障害者の皆さんの為にも傍聴席をつくるべきだと思います。

八代市議会議会運営委員会

{行政視察所見}

委員名「谷川 登」

視察日 平成31年1月31日{木曜日}

視察先 埼玉県熊谷市

調査項目 政治倫理条例及び議会における災害発生時の対応について

熊谷市議会議員黒澤三千夫氏説明

熊谷市の政治倫理条例目的は、市政市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、市民の代表者としてその職務に係る倫理を保持し、その地位による影響力を行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼にこたえるとともに、公正で開かれた民主的な市政の発展を目的としている。

議員の責務については、常に市民全体の利益を擁護しなければならない、いやしくも議員自身又は、特定の個人若しくは団体の利益を求めて公共の利益を損なうようなことがあってはならない。又議員は、その権限又は地位による影響力を不正に行使してはならないとしている。

倫理基準→議員は、市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を利用して特定の利益の実現を求めてはいけなく、及び市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は、地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないとしている。

又、政治活動に関し、政治的及び道義的批判を受けるおそれのある寄附等の授受をしてはいけなくとしている。

又、市職員の採用、昇任、異動に関して、特定の個人を推薦し、又は介入してはいけなくとしている。

常に市民全体の利益の追求をその指針として行動し、その地位を利用して金品を受け取ってはいけなくとしている。

災害発生時の対応については、自身や家族等の安全確認し、速やかに安全な場所へ避難を行いあわせて、地域における被災者の安全の確保や避難所への誘導等に対応しなければならないとしている。

又、熊谷市議会災害対策支援本部の指示があるまでは、自宅付近の被害状況及びテレビ、ラジオ等の情報により各自で状況を判断し行動しなければならないとしている。

本市においても、今後災害発生時対応行動マニュアルを定め災害対応が必要であると思う。

八代市議会議会運営委員会

{行政視察所見}

委員名「谷川 登」

視察日 平成31年2月1日{金曜日}
視察先 東京都渋谷区
調査項目 議会運営全般について

東京渋谷区概要は、平成30年4月1日現在で、人口225,717人{男108,412人、女性117,305人}うち外国人10,456人で、男性5,693人、女性4,765人である。世帯数137,099世帯である。

渋谷区は、平成28年10月に新たな基本構想を設定し{ちがいを、ちからに変える町渋谷区}をキャッチフレーズと区政運営の基本姿勢等を掲げ、区民が誇れる成熟した国際都市の実現を目指して新たな一歩を踏み出して取り組んでいる。また、平成30年度当初予算案は、新基本構想を受けて、その実現に向けて策定した長期基本計画、実施計画のすべてが揃った中で編成した。

また、子育て支援やまちづくり等、区政各般の課題に対して、企業や132等の各セクターと連携し、それぞれの強みを味方に、渋谷区ならではの取り組みを行っており、日々の生活を送るうえで重要度を増す、情報の共有化の充実を図るなど、区民の皆様の視点に立って、工夫を凝らした様々な施策を展開して取り組みをしている。

こうした歳入見通しも総合的に、予算編成を進めた結果、一般会計予算額は937億6,800万円となり、前年対比1.2%であった。

渋谷区PRキャラクターの制定については、区政施工80周年を記念して、公募をおこなった。

海外を含めて全国から1,547点の応募があったが、渋谷区立の小学校3年生の作品が選ばれ、名前の由来は、区の花ハナショブの英語{アイリス}が基になっており、葉や茎をイメージしてデザインされていた。

本市においても、市民の皆様の為にも工夫を凝らした様々な施策の取り組みを展開が必要かと思う。

八代市議会議会運営委員会

{行政視察所見}

委員名「谷川 登」

視察日 平成31年2月1日{金曜日}
視察先 東京都渋谷区
調査項目 新庁舎における議会棟について {議場見学}

渋谷区新庁舎13階に位置する渋谷区議会議場は、本会議場及び議長、副議長室、議員控室、会議室、区議会事務局等が13階は、委員会室、大会議室及び傍聴席が14階と2階層を議会専用階としている。

本年1月15日に新築移転し、1月17日は小池知事も視察している。新議場内は先進的、青と白を基調としてシンプルな雰囲気であり、また、議席32議席椅子、机は全体的にフラットである。

傍聴席には、身障者用のスペースも備えており、個人的には、議長、執行部座席及び議員椅子、机等は、目線動線的に変化がある階段方式がストレスが、かからないと思われた。

議会運営委員会 行政視察所見

委員名【橋本幸一】

- ◆視察日：平成31年1月31日（木）
- ◆視察先：栃木県下野市
- ◆調査項目：議会運営及び政治倫理条例について

注視されたのは、年間の議会の開催予定日(案)を執行部と協議して決定し、前回の議会だより発行時に、次回の議会予定日を掲載し、議会開会日の周知をされている事であった。ただ、「あく打」案であり、状況によっては変わる事もあり得る事である。又平成30年から代表質問制も導入されており、第1回と第3定例会の年2回されている事、又一般質問の受付開始が本日より早くから開始されているようで、本市の一般質問者の執行部との協議の時間と比べ長い時間が確保されているのは、一考と思われる。又会議制が導入されているが、政務活動費がまだ予算化されていないのが、会議活動に支障をきたしているのではないかと考えた。政治倫理条例については、前市長が公職選挙法の疑いで退職した事により、議員自らも議員倫理の確立を図り、市民に信頼される民主的な市政の発展に

議会運営委員会 行政視察所見

委員名【 】

- ◆視察日：平成31年1月31日（木）
- ◆視察先：栃木県下野市
- ◆調査項目：議会運営及び政治倫理条例について

寄与の目的で、平成18年に議会議員倫理等調査特別委員会が設置され、平成19年議会議員政治倫理条例を第1回定例会で議決されたが、議員の市との請負契約等に関する遵守事項の項で議員の(兼業の禁止)の趣旨を尊重し、市との請負契約等に関する契約を辞退するよう努めなければならぬ。また議員が実質的に経営に携わる企業についても同様とする部分を改正して平成19年第2回定例会に一部改正して議決されたとの事で、これに関係する議員もおられかなり苦勞されたようであるが、いわゆる努力規定としてとらえておられるようで、位置づけとしては本市と同じように思われた。

- ◆視察日：平成31年1月31日(木)
- ◆視察先：栃木県下野市
- ◆調査項目：新庁舎における議会棟について

新庁舎の議会棟については、他の自治体の新庁舎と
同様に表決方法等：整頓されている。下野市議会と
議会制を最近取り入れた事から、会議室も検討
されている事であるが、スペースが不足するようにも思
われた。又他の自治体の新庁舎を以前視察した時
言われた事もあったが、市民スペースと議員の動線と
同している為、セキュリティの面で問題があるよう
に思われた。一方ユニバーサルデザインには十分配慮され
ているようである。

◆視察日：平成31年1月31日（木）

◆視察先：埼玉県熊谷市

◆調査項目：議会運営について

熊谷市の議会においても、次回の議会予定日は、前議会の最終日に執行部と調整を行って、公表されているとの熊谷市においては、ケーブルテレビも活用され議会の公報も行われていようである。一般質問の方法については、本市とほぼ同じような方法で行われているようである。

平成29年よりタブレット端末を導入されているとの事で、近年多くの自治体で導入及び検討の所が多く見られる議員の研修も含め、又ペーパーの見地から前回より検討も必要かと思われる。

◆視察日：平成31年1月31日（木）

◆視察先：埼玉県熊谷市

◆調査項目：政治倫理条例及び議会における災害発生時の対応について

平成17年1市2町で合併されたことにより、政治倫理条例が失効し、合併後、議員の在任特例の中、政治倫理条例が議員から提案されたが賛成少数で否決されたことが、改選後政治倫理等検討委員会が設置され策定に向け協議が始まり、失効から3年5ヶ月後に政治倫理条例が策定されたことである。熊谷市が他の自治体の政治倫理を利重く取り扱っているのは、議員及び配偶者並びに議員が実質的に経営に関与する企業は、地方自治法第92条2項規定（兼業の禁止）の趣旨を尊重し、市民に疑惑の念を生じないよう、市、市が出資している法人等が行う工事等の請負契約、業務契約、一般物納入契約を辞退し、なければならぬと努力規定から義務規定にされているのは、議員に強く規制をかけている事に熊谷市の政治倫理にかかる思いを回り知る事が出来、本市の市民の疑惑を生むまいと努力規定の見直しも必要かと思われた。

議会における災害時対応については、熊谷市は以前から

◆視察日：平成31年1月31日（木）

◆視察先：埼玉県熊谷市

◆調査項目：政治倫理条例及び議会における災害発生時の対応について

熊谷市は、以前から「災害の少ない地域」と言われており、近年の災害では、平成25年の竜巻災害、平成26年の大雪の災害以外は発生していないとの事ですが、東日本大震災をきっかけとして、地域防災計画の見直しと災害対応マニュアルの作成を機に、議会としての災害対応策として、議会防災対策特別委員会を設置し、平成25年に熊谷市議会災害発生時対応要領を施行し、平成26年に災害発生時の議員行動マニュアルも全会一致で了承された事で、執行部の災害対策本部とは別に、議会は、支援本部として、議員の安否、地域の情報提供等を行う事とし、災害対策本部の支援的な役割を担っている立場にある本議会も熊本地震当時、緊急時に出来たマニュアルがあるが、後で見直す必要があるが、早急な見直しの検討も必要かと思われた。

◆視察日：平成31年2月1日（金）

◆視察先：東京都渋谷区

◆調査項目：新庁舎における議会棟について

今年の1月15日に新庁舎での業務が始まったばかり
との事でコンビニも併設されている。借地での建設との事で
議会棟についても以前より面積が縮小されているとの
事で市民からも議場についても狭いとの声があるとの事
である。建設にあたっては平成26年欧州に議員連
視察を行ない、その結果を執行部に、環境に配慮した
庁舎、ユニバーサルデザインを取り入れた庁舎、セキュリティの面を確保
した庁舎、国際化に対応した庁舎、ICTを活用した庁舎、議会力
見える化に配慮した庁舎等の提言を行ない、トップライト太陽
光の導入、難聴者向けの磁気ループシステムの導入等が取り入
れているとの事である。議場を視察した際にも机の幅の
狭さが気になった他、傍聴席にもユニバーサルデザインを取り
入れたつりこぶりで参考になった。

◆視察日：平成31年2月1日（金）

◆視察先：東京都渋谷区

◆調査項目：議会運営全般について

一般質問の時間が会派の人数によって決められていて

議会の動きが、議員们々利会派重視の議会運営と

感じられた。予算、決算特別委員会を設置して行なわ

れていることである。議会のICT化の為に副議長と議長

に10名の議会ICT推進検討委員会を設置し、今議会

から、タブレット端末を導入され、ペーパーレスを目指す

と、今後注視したい自治体と思われる。

議会運営委員会 行政視察所見

委員名【古嶋津義】

- ◆視察日：平成31年1月31日（木）
- ◆視察先：栃木県下野市
- ◆調査項目：議会運営及び政治倫理条例について

年4回開催の定例会の会期日程は議会によりで予定を、
又、ホームページで日程を周知する。一般質問は1議員年間
160分、定例会60分以内。再質問は一問一答形式で、回数の
制限はなし。会派代表質問は事前通告制で1回及び1回
4回定例会で行う。会派代表質問、関連質問を行った議員は
同定例会では一般質問はできない。討論は通告制で1議
員1件につき3分以内。予算、決算審査は常任委員会
所管事務ごとに付託。傍聴席は、一般席47人、車椅子席
3人、報道者席3人、防音仕様の親子傍聴室が設置されている。
傍聴者アンケートでは、資料のプロジェクター投影がほしい等の
意見がある。議会改革では特別委員会が設置され、5項目が
継続調査中。今後課題については、特別委員会に
おいて協議検討(5項目)している。政治倫理条例に

- ◆視察日：平成31年1月31日（木）
- ◆視察先：栃木県下野市
- ◆調査項目：新庁舎における議会棟について

ついでには、前市長が公職選挙法違反の疑いで退職したことにより、議員自身も議員倫理の確立を図ることを目的に条例が制定された。条文は全13条からなり、議員の責務、政治倫理基準、市民の調査請求権、政治倫理審査会等の内容となっている。特に市民から5条に基づく調査請求があった場合^{審査会で}は必要な調査をし、調査結果の報告、議会広報紙等で公表。政治倫理基準又は市の請負契約等に違反すると認められる議員に対し、会議への出席自粛勧告、その他必要な措置を講ずることができる。ただ現在まで事案はない。
^(平成28年5月施行)
新庁舎建設に伴い議会棟構想は議会に一任されたこと。議場音響設備費用5,500万円、60インチの表示ディスプレイ2台設置、録画、中継用カメラは3台設置されている。議場内の表決方法は基本的には起立採決。市民からは傍聴席が狭く照明が強く感じるとの意見等。課題としては、携帯電話、スマートフォン、タブレット、パソコン等議場内に持ち込む機器類の制限について、各党派別控室の確保の件などが現状の課題である。

◆視察日：平成31年1月31日（木）

◆視察先：埼玉県熊谷市

◆調査項目：議会運営について

定例会は年4回招集。市民への開催周知方法は、ホームページ、議会だよりで予定を^{告知}市長より定例会最終日に次期開催日を提示。質問については、代表質問なし。一般質問は1人60分以内、再質問からは一問一答式。前申し

合めにより正副議長、監査は出来ない。予算・決算は常任委員会に所管事務ごと付託。議会報告会はない。市民からは視察の成果を一般質問に反映してほしい等の声。

議会運営上の課題としては、ペーパー化等効率化を計ることの検討、ただ伝統的考之方の議員と乖離がある事が課題である。

- 熊谷市議会議員政治倫理条例は、平成19年12月に議員政治倫理検討委員会が設置され、以降17回の検討会議を重ね、平成21年3月定例会において賛成全員で可決成立、施行日は平成21年4月1日。条文は全10条からなり、第4条の市の工事等に関する遵守事項では、議員及びその配偶者並びに議員が実質的に経営に参与

◆視察日：平成31年1月31日（木）

◆視察先：埼玉県熊谷市

◆調査項目：政治倫理条例及び議会における災害発生時の対応について

する企業は、地方自治法の趣旨を尊重し、市が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退しなければならぬ。又、議員の2親等以内の親族又は同居の親族が経営する企業は4条で規定する契約については、辞退するよう努めなければならぬ。又、5条では市民の調査請求権（市民100人以上の署名）や6条では審査会の設置等や9条では審査会での審査報告、公表等が定められている。

- 議会における災害発生時の対応について、東日本大震災をきっかけとして、市が立ち上げる災害対策本部を支援お形で議員による情報の収集、提供などを行い、災害対策本部と議会との相互連携及び情報の共有といった支援体制を策定（熊谷市議会災害発生対応要領）。また、当要領に基づく議員の活動方針について、より具体的な行動基準等を定めた「災害発生時の議員マニュアル」が策定されている。特別委員会にて災害訓練を行い、検証中で、全議員参加の災害訓練を検討中。災害時のヘルメット着用は必要であるとの認識で、貸与も検討中。

- ◆視察日：平成31年2月1日（金）
- ◆視察先：東京都渋谷区
- ◆調査項目：議会運営全般について

定例会の開催日程は、区議会だよりやホームページで周知している。予算審査については、^{全議員構成の}予算特別委員会が設置されている。審査の流れとしては、予算特別委員会で予算書による大綱説明、予算説明書（各担当説明員）、修正案の提案説明の順序で総括説明を行う。次に所管事務ごとに分科会（常任委員会）で審査。分科会では、討論、表決は行わない。次に分科会まとめのための総会、その後特別委員会での総括質疑、討論のための総会。その後予算特別委員会（決定）が開かれる。議事は、各分科会の報告、質疑、討論、表決の順序で行われる。質疑、討論は、文書で委員長に通告。討論は会派から1人としている。一般質問については、申合せ事項として、定例会では、3名以上の会派の1名を代表質問として取扱い、個人の一般質問の前に行われる。質問時間は3名以上の会派の

- ◆視察日：平成31年2月1日（金）
- ◆視察先：東京都渋谷区
- ◆調査項目：新庁舎における議会棟について

一般質問時間は30分、2名の会派は20分、会派の構成人員割り持ち時間を1人5分、ただし正副議長、監査委員については会派構成人員に算入しない。無所属議員の質問時間は年間20分。代表質問の順序は会派構成人数の多い順。庁舎は1月15日開庁。議会棟については、議員のヨーロッパ視察における提言書（国際化対応、ICT、セキュリティ化、ユニバーサルデザイン、バリアフリー化）が反映されているとのこと。新庁舎内で“音響システムも障害者用（難聴）マイク、電子表決システム等、最新の機器が整備されている。ただ簡易表決は従来通り行う。本会議における資料は、紙ベースが基本であるが、ICT化（今年度からタブレット導入、ペーパーレス化）に向け検討中。1月15日の開庁に伴う、落成式見学者の意見としては、議場が明るくなった。以前よりコンパクト（狭くなった等。議場が新しくなったので、今後議会議規則、傍聴規則の改正を検討しなければならない。

議会運営委員会 行政視察所見

委員名【 村山 俊臣 】

- ◆視察日：平成31年1月31日（木）
- ◆視察先：栃木県下野市
- ◆調査項目：議会運営及び政治倫理条例について、新庁舎における議会棟について

下野市は平成18年3町合併後、人口は6万人を維持しており、八代市の約2分1と考
えてよい、その中で議員定数は18名、本市は28名であり、面積の割合からいくと本市は
下野市の約9倍の面積を有している。

議会運営のあり方

平成30年第3回定例会から、会派代表質問ができるようになり、新年度の予算、
市長の施策方針や所信表明などについて、会派の理念や政策を踏まえ、各会派から
所属議員1名が質問を行うことができるようになった。（質問時期は第1・第3回定例
会の2回のみ）

政治倫理条例について

下野市の政治倫理条例 第3条（3）にある、市及び市が 関連する団体が行う工事
の請負契約、下請工事、業務委託契約及び工事請負契 約に関わる物品納入契
約に関して特定業者を推薦し、又は紹介するなど有利な取り計らいをしないこと。とある。
本市よりも少し細かな点の記載がある。また、第11条 議員の 配偶者は、法第92条
の2の規定の趣旨を尊重し、市との請負契約等に関する契約を 辞退するように努め
なければならない。

2 前項の規定は、議員が実質的に経営に携わる企業(以下、「関係私企業」という。)

について準用する。とある。

本市においても、今一度、政治倫理条例に関して精査する必要性があるのではと感じた。

新庁舎における議会棟について

議場内のデザインは、かんぴょうの原材料(ユウガオの 実)をイメージ、県産の杉材を使

用してある。また、60インチの表示ディスプレイ(モニター)を2台設置されており、傍聴席

は47席(一般傍聴席44、報道関係者席3)、本市は一般席30人及び報道関係者

席5人とある。傍聴者席には広くないもないスペースがあり、質問したところ、車イス対応

スペースであるとのことで、ガラス張り防音仕様の親子室まであり、今後、本市の新庁舎

建設に際し、議会等及び傍聴席について大いに参考とすべき点があった。

議会運営委員会 行政視察所見

委員名【 村山 俊臣 】

- ◆視察日：平成31年1月31日（木）
- ◆視察先：埼玉県熊谷市
- ◆調査項目：議会運営について、
政治倫理条例及び議会における災害発生時の対応について

熊谷市は人口約20万人、八代市より7万人ほど多い人口である。面積として八代市の方が約4.3倍の広く、議員定数は30名である。

議会運営について

質問時間及び回数制限で、質問・答弁を含めて1時間以内とし、ただし回数制限はなしとなっている。質問方法は再質問かは質問席で行い、一問一答方式とされている。

政治倫理条例について

平成17年1市2町が合併、平成19年に1町が編入合併し、同年12月に熊谷市議会・政治倫理等検討委員会を設け、委員は会派比率による選出基準として10名（9会派）で組織された。（平成21年当時議員定数は36名）

平成21年3月までに計17回の検討委員会が開かれ、第9回目の以降検討委員会が開かれるたびに、第4条の検討で各意見が出てきて、「2親等以内で義務規定」、「議員及び配偶者は義務規定、それらを除く2親等以内は努力規定」の2案が出て各派に持ち帰りが続いたが、第16回目の検討会の際に、第4条は、議員及び配偶者は義務規定、2親等以内の親族は努力規定とする。となった。

最終的には、平成21年3月27日に条例施行となった原文を捕捉のため記載しておく、

第4条 議員及びその配偶者並びに議員が実質的に経営に関与する企業は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市民に疑惑の念を生じさせないよう、市、市が出資している法人等が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約(一時的な物品納入は除く。)を辞退しなければならない。

2 議員の2親等以内の親族又は同居の親族が経営する企業は、前項で規定する契約については、辞退するよう努めなければならない。

3 第1項に規定する実質的に経営に関与する企業とは、次の各号のいずれかに該当す

る企業をいう。

(1) 議員が、その経営方針に関与している企業

(2) 議員が報酬を定期的に受領している企業

(3) 議員が資本金その他これに準ずるものの5分の1以上出資している企業

4 指定管理者の指定については、第1項の規定に準ずるものとする。

政治倫理条例については、法に関する点が多々あるので難しい問題ではあるが、市民の皆さまから負託を受けた私たちは、真摯に受け止め、きちんとこれから本市においても精査していかなければならない。

議会における災害発生時の対応について

東日本大震災をきっかけとして、市が立ち上げる災害対策本部を支援する形で議員による情報の収集、提供などを行い、災害対策本部との相互連携及び情報の共有といっ

た体制を策定すべきとの意見が防災対策特別委員会の会議の中で出され、同委員会
において要領案を作成し、「熊谷市議会災害発生時対応要領」が策定された。また、当
要領に基づく議員の活動方針について、より具体的な行動基準等を定めた、「災害発
生時の議員行動マニュアル」が策定された。

本市においても熊本地震以来、有事に際しての危機感が高まっているが、我々も迅速
な行動が取れるよう、常日頃から備えなければならぬと感じた。

議会運営委員会 行政視察所見

委員名【 村山 俊臣 】

- ◆視察日：平成31年2月1日（金）
- ◆視察先：東京都渋谷区
- ◆調査項目：議会運営全般について、新庁舎における議会棟について

渋谷区の人口は約22万5千人と本市の1.7倍の人口で、面積は45分の1と超人口密集自治体である。(うち外国人が1万人を占める。)

議会運営全般について

議員定数は34名、4常任委員会、議会運営委員会があり、特別委員会として、自治権確率委員会、交通・公有地問題特別委員会、庁舎問題特別委員会、五輪・パリンピック対策特別委員会がある。

新庁舎における議会棟について

渋谷区庁舎は、本年の1月15日に移転したばかりの庁舎で、清潔感あふれる空間であった。延床面積31,930平方メートル、地上15階地下二階、塔屋2階となっており、議会スペースは、13階に議場、議長・副議長室、議員控室、会議室、事務局。14階に委員会室、大会議室、大集会室の構成となっていた。

13階の議場は二層吹抜けで明るく開放的な空間となっており、車いす傍聴席や親子傍聴席が設けられていた。一般の傍聴席は14階にあり、議場に面した通路はガラス張りとなっており議会の様子を見ることができるようになっていた。

これから、本市も新庁舎が建設される上でおいに参考になった。

議会運営委員会 行政視察所見

委員名【 百田 隆 】

- ◆視察日：平成31年1月31日（木）
- ◆視察先：栃木県下野市
- ◆調査項目：議会運営及び政治倫理条例について

議会運営について

1. 市民への議会開催周知方法... 議員提案による平成31年コシエFM周局等
2. 質疑一般質問... 通告文は開始は開催開催日の8日前、一問一答式
3. 予算決算審査方法... 本市と同じく1回定例会で予算審査、1回決算審査
4. 傍聴者の対応... 防音は様子を傍聴室設置、バリエーション設置
5. 議会に対する市民からの評価... 質問の7割は否決影響を指摘
6. その他議会改革... 改革及び活性化特別委員会を設置して協議を継続

政治倫理条例について

- 1. 11回（平成20年）定例会で政治活性化特別委員会設置
- 2. 議員定数3名削減し2名に決定、政治調査費の導入について導入し、
会費制の導入について導入し、
- 3. 議会基本条例の検討... 調査し検討後 委員会方式の導入... 導入する

議会改革調査特別委員会

- 1. 13回（平成22年）定例会で設置、19回（平成25年）定例会で委員会報告
- 2. 行政視察の復命... 研究後に委員会と連携し、執行部と協議、
市民への議会活動報告実施、議会基本条例の検討
- 3. 本会議録録画放映... 一般質問をインターネット配信
- 4. 議会定数と報酬... 定数は3名削減し2名、報酬は現行とあり
- 5. 議会基本条例... 会費制については検討
- 6. 政治活動費... 導入し、

議会活性化特別委員会

- 1. 13回（平成26年）定例会で設置
- 2. 新庁舎建設に伴う議事場に関する調査... 結果を市に要望
- 3. 会費制の導入... 改選後速やかに導入
- 4. 政治活動費... 改選後に検討

- ◆視察日：平成31年1月31日（木）
- ◆視察先：栃木県下野市
- ◆調査項目：新庁舎における議会棟について

議会運営上の今後の課題

- ① 議会運営の改革 ② 議会研修のあり方 ③ 委員会活動及び調査研究のあり方、
- ④ 議会基本条例の検証・活活性化 ⑤ 年間議会報酬及び「政治活動費」について

政治倫理条例について

平成18年才4回臨時総会で設置

内容、① 公職選挙法の確立 ② 政治倫理についての条例化

③ 民主的な議会運営等

又、平成19年才2回定例会に於いて、地方自治法才92条の2規定、^業専横の禁止、... 対象者、議員の配偶者等を

今後の課題として、市民の協力と理解が重要、市報及び「選挙管理委員会」等の啓発活動が重要と認め、下野市は従来、議会議員選挙等に関する

新庁舎における議会棟について

音響設備等、^表議決は今年と23年予算決、

議会図書等、

車いす対応スペース、カゴス張（防音仕様）の親子室等、

その他、下野市は新庁舎と平成28年5月開庁、建設工事の周辺

道路と整備、又、設備調査費等、費用等費札、

◆視察日：平成31年1月31日（木）

◆視察先：埼玉県熊谷市

◆調査項目：議会運営について

議会運営について

本誌と異なり209と12。一般費用は（通号の締切... 議会運営部内の

教養時刻後30分以内。

発言順序... 通号4頁

今後の課題 I.C.T.化

政治倫理条例について

合編前 平成14年9月条例委員会において、熊谷市議会政治倫理条例。

平成15年4月1日 倫理条例施行

平成17年9月30日 倫理条例失効。

合編後 平成19年12月3日 第1回検討委員会

第6回 市の乙事に関する憲法事項の検討（適用の範囲、

努力規定義務規定の勘案）

第7回 条例案作成

第9回 第4条の検討、2親等以内の義務規定（次男は必

配偶者は義務規定、3親等以内は努力規定）会派の持ち回り

第10回 下請田含まない（全協入）

第11回 執行部から意見書

第13回 執行部からSの申し入れを受け入れ

第16回 第4条は次男及び配偶者は義務規定、2親等以内の

親属は努力規定。

第17回 指定管理料は第4条、第4項を設け、同条第12項に

準ずる旨規定し、承認される

平成21年3月19日 条例委員会において政治倫理条例が賛成

全員で可決。

平成21年4月1日施行

熊谷市は平成17年10月1日～平成21年3月31日まで政治倫理条例未制定期間内
であった。近年の空白は合編後編入された市議会議員が農家
出身者や会派員の減少に占められた。利害関係者や問題となる
条例が認められ、これらから制定の遅れに悩まされた。

◆視察日：平成31年1月31日（木）

◆視察先：埼玉県熊谷市

◆調査項目：政治倫理条例及び議会における災害発生時の対応について

議会における災害発生時の対応について。

東日本大震災と災害とに、その重大性に鑑み、市における防災対策

には、議会の役割として、その支援対策と策定が必要性から、熊谷

市議会災害発生時対応委員会と策定。又、議会としての「災害発

生時の議員行動マニュアルと策定。平成23年3月11日、東日本大震災時

熊谷市は震度5弱、災害としてはほとんどなかった。議会改革の中で防災

対策特別委員会を設置、設置以来、議会として、合計18回の回数

と実施して策定した。約4年間にわけて行動マニュアルと策定した。

よりの対応を策定し、他市の視察等と実施を策定した。

本市においても熊谷地震を経験したことから、議会として、又、議会として

策定準備であることから、早急にとりまとめる必要のあることである。

と。

尚、熊谷市は平成17年10月1日、市2町（熊谷市、栗原町、大里町）が

合併し、その後平成19年2月13日、江南町の編入した。

◆視察日：平成31年2月1日（金）

◆視察先：東京都渋谷区

◆調査項目：議会運営全般について

1. 区民への議会開催周知方法... 本-41-V. 議会便覧等.

2. 質疑一般質問... 質問時間. 議以上の会場の一般質問は30分.
2名の会場には20分. 無所属は平均20分
一括質問はなし. 一括答弁.

3. 予算決算審査... 付随事件(45件) 議決後採集(父子等特別
委員会関係(正副委員長選定) → 議長採集(父子等特別
委員会関係) → 議長採集(父子等特別
委員会採集(45件)設置) → 議長採集(父子等特
別委員会関係) → 理事会関係 → 散会

4. 傍聴者の対応... 親しく傍聴者から苦情を寄せた場合設置

5. 議会に対する区民からの評価... 新年度評価アンケートの2と. 区民に
対して. 親しくお聞きする機会を設ける.

6. その他の議会改革. 7. 議会運営の課題

6.7. は共通の観点から. ICT化(ペーパーレス)

タブレット使用に力を入れる. ICT推進検討委員会(副
議長を長として10名から構成)を設ける.

- ◆視察日：平成31年2月1日（金）
- ◆視察先：東京都渋谷区
- ◆調査項目：新庁舎における議会棟について

1. 音響システム ... 傍聴者の聴覚障害者に対し(2.声はよく聞こえる) 器材を改良、システムへの使用方法もわかりやすく示す。

2. 表決方法 ... 簡易表決、電子表決又は起立表決及び〇記名、無記名投票がある

電子表決について ① 議長が議長として決す。② 議長が表決システムによる表決方法を説明する。③ 議長の発言後各議員が表決ボタンを押す(押すか否かと棄権扱い) ④ 議長の発言後各議員が賛否反対のボタンを押す(結果、賛否は表示) ⑤ 議長が議員の押すボタンを確認し可算の結果を宣言する。

表決システムは平成31年2月12日金曜日午前10時30分、本庁舎15F会議室にて

初回は起立表決、2月25日(金)にボイス付き表決。

4. 会議及び議会棟は市民の意見の反映。一、施設評価は行う予定。

5. 現状の設備は十分な課題 ... 課題はこれから検討する。

庁舎は1Fから15Fまであり、議会関係は13F、14Fである

新庁舎建設は2018年、決着する海外視察は2018年1月15日

以降新庁舎の周知、業が開始。渋谷区は行政力も豊か

又、国際都市として新しい庁舎建設は、思えばと機能充実と海外視察は、思われる

議会運営委員会 行政視察所見

委員名【山本幸廣】

◆視察日：平成31年1月31日（木）

◆視察先：栃木県下野市

◆調査項目：議会運営及び政治倫理条例について 新庁舎における議会棟について

議会運営については、議事次長の説明で、議長、副議長、監査委員は

一般質問は出来ない。一問一答式で代表質問はあり、共通の

テーマで連続して質問が出来た。また、特に、議会全体で、議会報告が

行われていた。市民の参加者の報告会ごとが多いとの事でした。

さらに、議会基本条例も制定されており、議員の定体制をもつて、取り

組まれている事に感心しました。下野市の人口は約6万人。財政力

指数は、0.78（1に近いほど財政力が高い）、自主財源比率は、

5%。そして新庁舎内議会棟は、議員と第3者とのセキリゾーは

整備されているが、議会事務局受付前の通路を隔て、係懸席へ。

セキリゾーは、完全ではなかった。議員控室は、全員同じ

部屋でした。議会の図書室は、広い空間に、共感致しました。

最後に、建設経過及び施設概要の説明で、H26～28年

約2年間で、新庁舎は、少くも静かな状態でした。原因は？

◆視察日：平成31年1月31日（木）

◆視察先：埼玉県熊谷市

◆調査項目：政治倫理条例及び議会における災害発生時の対応について 議会運営について

午後2時45分より視察研修が始り、事務局長より、
歓迎の挨拶、調査項目説明を市議会議員自ら資料作成して
丁寧な約40分程話された。H17、10月に一市二町が合併。
条例を検討されたが、H18年定例会では賛成少数で否決。
その後17回の検討を重ね、H21、3月定例会で賛成議案上程
賛成全員可決された。大変苦勞されたとの事。苦勞話を
熱心に話された。政治倫理の条件は、本市と殆んど差がなかった。
本市は、他市より早く条件が制定。本議員もその苦勞を聞き、
議論したのを思い出した。先人の議員の苦勞に感謝と敬意を表す。
議会運営は、本市と殆んど差がなくて運営されておられた。
東日本大震災ときかけに市が立ち上げる災害対策本部を支援する
ために議員による収集提供等の支援体制を制定。
議員の活動方針 行動マニュアルを定め、特にマニュアルでは、
安全報告と連絡体制の確立。避難所の支援。議員の服装は
A.W.X.Tの着用。防災服は、議会費より、支給。懐中電灯や缶
力や飲料水は、持ち寄り行動するとの説明で終わった
以上所見と致し可

◆視察日：平成31年2月1日（金）

◆視察先：東京都渋谷区

◆調査項目：新庁舎における議会棟について 議会運営全般について

まず港区の人口224,500人財政規模は一般会計で

737億74万円国民健康保険事業費は241億円介護保険事業は

241億円介護保険事業は150億円。参考として本市の人口は12万6千人。

一般会計はH31年度558億円。国保144億74万円。介護145億74万円です。

1月15日新庁舎議会棟が開設され、総ガラス張り、地上15階地下2階です。

新庁舎の環境整備では、自然エネルギーや省エネルギー危機などを活用。

スマート庁舎を実現したとの事。また災害機能の整備、道路、手摺、

窓口や受付等のバリアフリーに配慮し、ユニバーサルデザインを採用して

との事。該場及び議会棟に対して市民からの評価は、大きく

褒めた事はない。好意的な意見も無かったとの事。

議場が狭くなったので、傍聴席からよく見えるとの評価は

良いとの事でした。